

「安心・成長・自立自尊の埼玉」の実現 に向けた提案・要望

＜重点政策に関する提案・要望＞

I 地方創生に向けた提案・要望

通商産業政策の地方分権化

要望先：内閣府・総務省・経済産業省
資源エネルギー庁・国土交通省
環境省

県担当課：改革推進課・環境政策課
資源循環推進課・温暖化対策課
産業労働政策課・下水道管理課

日本が活力を取り戻すためには、経済の再生が最優先課題である。これまで通商産業政策については、国が主体となって進められてきたが、少子高齢化やグローバル化が進む中、都道府県がより主体的・積極的に取り組み、施策を展開する「通商産業政策の地方分権化」を進める必要がある。

1 中小企業支援等の地方への移譲

内閣府・経済産業省

中小企業やベンチャーの支援、地域産業の振興、産学官連携推進に関する事務については、中小企業と距離が近い地方に移譲すること。

◆現状・課題

- ・ 県では、地域経済の担い手である中小企業に対して、資金融資、経営革新、技術開発等の支援を行っている。一方、経済産業局においても、中小企業の技術開発・人材育成等による事業高度化や経営の向上、新事業の創出等の支援、中心市街地の活性化等に関する事務を行っている。
- ・ このため、中小企業への支援に関して、国と地方に窓口が分かれており、ワンストップでの総合的な支援が実現していない。
- ・ 全国知事会では、経済産業局の中小企業支援等の事務については、地方への事務移譲を早期に進めるべきと主張してきたが、国は、国が先導的役割を担うべきこと、全国的視点から国の重点施策に合致した提案を採択することが必要、都道府県単位では専門の人材や十分な事務量を確保できず非効率、全国どの地域においても統一的に事務処理されることが必要、全国レベルの先端的モデル事業の支援が必要等の理由から、地方への移譲はできないと主張している。
- ・ また、平成26年から「地方分権改革に関する提案募集」が導入された。中小企業支援等の地方への移譲に関しては、国から都道府県への情報提供・連携強化を実施と一定の前進が見られたが、事務・権限の移譲については触れられていない。
- ・ 地域経済の担い手である中小企業への支援は、地域の情報やネットワークを有し、日頃から地域の中小企業と連携が深い都道府県が一元的に積極的に担うことにより、ワンストップで効果的・効率的に行える。

◆提案・要望の具体的内容

- ・ 現在、経済産業局が行っている中小企業支援等の事務・権限を都道府県に移譲すること。

[移譲事務の例]

- ・ 精密加工や表面処理等の中小企業の技術分野の向上につながる取組
- ・ 地域住民のニーズに応じて行う商店街活性化の取組

日本の経済再生には、地方の創意工夫ある主体的な取組を国と地方が力を合わせて推進していくことが必要である。

本県では、ナノカーボンや医療イノベーション、新エネルギーなど今後成長が期待される先端産業の創造に向け「先端産業創造プロジェクト」を進めている。このプロジェクトを一層加速させるため、「先端産業創造特区」を「国家戦略特区」に提案している。

本県には、我が国を代表する研究機関や大学が集積しており、高度な技術を有する人材が豊富である。また、充実した交通網や巨大マーケットに近接するなど、先端産業の集積拠点として極めて高いポテンシャルがある。

「先端産業創造特区」を強力に推進するため、国家戦略特区に指定し規制緩和等を積極的に推進すること。

◆現状・課題

- ・ 国家戦略特区は、内閣総理大臣主導で国の成長戦略を実現するため、大胆な規制改革等を実行する突破口として位置付けられた。
- ・ 地方公共団体等が産業の国際競争力の強化又は国際的な経済活動の拠点の形成に資する具体的な事業に関する提案を行い、国が地域を指定して規制緩和等を推進する。
- ・ 現在、東京圏、関西圏、新潟県新潟市、兵庫県養父市、福岡県福岡市、沖縄県の6地域が国家戦略特区に指定されている。
- ・ 平成26年度の国の提案募集において、本県は「先端産業創造特区」を提案した。

○「先端産業創造特区」の主な実施事業と規制緩和等提案項目

(1) 医療機器産業の拡大・集積

- ・ 高度管理医療機器における治験制度の見直しなどによる医療機器製造販売承認の簡略化（医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律）
- ・ 医療機器製造販売業における品質保証責任者等の従事経験要件の緩和などによる新規参入の促進（医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律）

(2) 既成住宅地等に適用できるスマートグリッド蓄電システムの開発・普及

- ・ スマートグリッドシステムを構築・普及させるため一定戸数のエリアにおける電力融通の自由化（電気事業法）

(3) 先端産業集積用地の整備

- ・ 市街化区域編入手続の簡素化（都市計画法）
（国土交通大臣・農林水産大臣協議、国土交通大臣同意の廃止）
- ・ 学校施設等の先端産業研究施設等へ転用するための用途制限の緩和手続の簡略化（都市計画法・建築基準法）（国土交通大臣承認の廃止）
- ・ 法人税の特別償却や税額控除の対象拡大など支援措置の充実（租税特別措置法）

◆提案・要望の具体的内容

- ・ 「先端産業創造特区」を強力に推進するため、国家戦略特区に指定し規制緩和等を積極的に推進すること。

低炭素で災害に強い自立分散型のエネルギー社会を構築するため、バイオマスエネルギーやコージェネレーションシステムなどの普及を強力に進めること。

また、水素社会の実現を目指し、家庭用燃料電池の普及を図るとともに、水素エネルギーに関する技術開発や普及に向けた取組を支援すること。

◆現状・課題

- ・ 現在のエネルギー供給は、大部分の発電施設が沿岸部に集中しているため、ひとたび災害が発生すると送電が一気に滞る脆弱な体制である。また、火力発電に大きく依存しているため、二酸化炭素を大量発生させている。さらに、発電所で発生する熱は十分活用されず、遠隔地への送電ロスも発生するので、全エネルギー量の約4割しか有効活用できない非効率な構造となっている。
- ・ これらの課題に対応し、低炭素で高効率、災害にも強い社会を構築するためには、地域で使うエネルギーは地域で創る「分散型エネルギー社会」の構築が必要である。
- ・ そのためにはバイオマスエネルギーやコージェネレーションシステム、更には究極のクリーンエネルギーと言われる水素エネルギーの普及を加速度的に拡大し、地域のエネルギーの自立度を高めていかなければならない。

《バイオマスエネルギー》

本県は下水処理場の汚泥に廃棄物を混ぜてバイオガスをつくる取組を進めている。しかし、バイオガスを利用した効率的な水素製造技術の確立等の課題がある。

《コージェネレーションシステム》

電熱併給のコージェネレーションシステムはエネルギーの効率的な活用や災害時の自立電源の確保に効果が大きい。しかし、設備導入に要する費用等が大きいため、特に中小規模事業所で導入が進んでいない。

《水素エネルギー》

平成 26 年に燃料電池車が市場投入され本格的な水素社会への扉が開かれた。しかし、燃料電池等の技術はいまだ開発途上であり普及ベースの価格に低減していない。また家庭における水素エネルギー利用の先駆けである燃料電池エネファームは、平成 32 年の導入目標 140 万台（全国）に対し、10 万台程度の導入にとどまっている。

◆提案・要望の具体的内容

- ・ 電源構成割合の目標を早急に決定するとともに、再生可能エネルギーの導入に向けた自治体や事業者の取組を強力に支援すること。
- ・ コージェネレーションシステムの導入及び運用コストを低減するため、システムを導入する中小規模事業者に対する支援を一層拡充すること。
- ・ エネファームの普及に向けて、設置者に対する財政支援を拡充すること。
- ・ 下水汚泥等を活用したバイオマス発電や水素製造を普及・拡大していくため、技術開発・事業化のための実証試験や施設建設などに対する財政支援を行うこと。

超少子高齢社会を見据えた施策

要望先：内閣府・総務省・厚生労働省
文部科学省・国土交通省

県担当課：地域政策課・少子政策課
健康長寿課・住宅課

地方自らが知恵を出し合い、競い合って地方創生に取り組むことで人口減少に立ち向かい、持続的な成長を維持し、活力ある日本社会に向けて未来を切り開いていかなければならない。

本県の人口は平成 27 年 1 月 1 日現在で 723 万 9,813 人と、国の人口のピークであった平成 20 年以降も緩やかに増加を続けてきたが、間もなく減少に転じることが見込まれている。

10 年後の 2025 年には 2010 年と比べ本県の生産年齢人口が約 51 万人減少すると推計されている。また、団塊世代が 75 歳以上となり、医療・介護の需要が爆発的に増加することも見込まれている。

4 地方創生に向けた大学等の流出防止 【新規】

内閣府・文部科学省

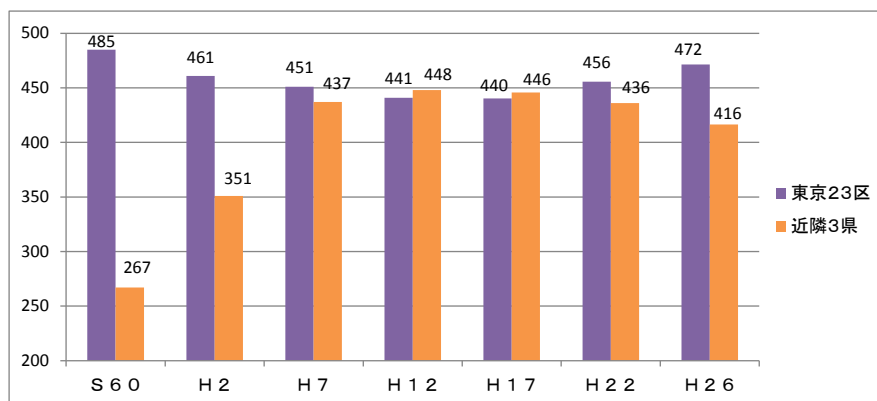
首都圏郊外に立地する大学・短大は、地域経済の活性化の核となるとともに、地域のまちづくり等の活動に対して知恵や人材を供給するなど地元自治体の地方創生に欠かせない存在となっている。

現在増加傾向にある大学生等の東京 23 区への過度の集中を防ぎ、首都圏郊外を含む地方の大学等の流出防止を図るよう取り組む施策を打ち出すこと。

◆現状・課題

- ・ これまで、昭和 34 年制定のいわゆる工業等制限法によって、首都圏内においても大学等の郊外立地が進められてきた。大学等の立地に当たり、地元自治体では、補助金等を支出するなど大学等を支援してきた。
- ・ しかし、平成 14 年に同法が廃止された結果、現在、東京 23 区外に立地していた大学等の 23 区内への移転が進んでおり、全国で大学・短大生数が減少している中で都心に通学する大学生等の数は逆に増加傾向にある。
- ・ 大学等は、地域経済の活性化に寄与していることに加えて、地域のシンクタンクとして地域活動の担い手となり、地域を支える貴重な人材の供給・育成などの重要な役割を担っている。
- ・ 地方創生に欠かせない大学等の 23 区内への過度の集中を防ぐことが必要である。

大学・短大学生数の推移（首都圏）（単位：千人）



年度	S 6 0	H 2	H 7	H 1 2	H 1 7	H 2 2	H 2 6
23 区	485	461	451	441	440	456	472
近隣3県	267	351	437	448	446	436	416

文部科学省：学校基本調査より作成

（参考：埼玉県における移転例）

- ・ 大妻女子大学狭山台キャンパス（入間市）の家政学部と文学部の1年次が千代田キャンパス（千代田区）に移転（平成27年4月）
- ・ 東京理科大学久喜キャンパス（久喜市）の経営学部が神楽坂キャンパス（新宿区）へ全面移転予定（平成28年4月）

◆提案・要望の具体的内容

- ・ 東京23区内の大学生等をこれ以上増やさないための大学生定員の規制や23区外に立地する大学等への手厚い助成、大学等と地元自治体との意思疎通・連携を強化する仕組みの創設など、首都近郊を含む地方の大学等の流出防止を図るよう取り組むこと。

5 子育て世帯向け住宅供給促進のための税制優遇等の充実

国土交通省

積極的な少子化対策の手立てとして、子育て世帯、特に子供が3人以上の多子世帯向け住宅の供給を促進するため、業界団体に働き掛けるとともに税制優遇や制度確立などを充実させること。

◆現状・課題

- ・ 本県の人口は、平成27年にはピークを迎え、その後減少する見込みである。
- ・ また、将来を支える年少人口も、平成22年の95万人から平成37年には76万人と大きく減少することが推計されている。
- ・ 本県の活力を維持していく上で、少子化対策は喫緊な課題となっている。
- ・ このような中、国の調査によると、子育て世代が理想とする子供の数を持っていない現状が浮き彫りとなり、その理由としては経済的なものが圧倒的に多く、「子育てや教育にお金がかかりすぎるから（60.4%）」や「家が狭いから（13.2%）」となっている。

【参考】国立社会保障・人口問題研究所による調査（平成22年）

- ・ 夫婦にとっての理想的な子供の数は2.42人
- ・ 実際に持つつもりの子供の数は2.07人

- ・ このため、子育て世代が、子育てしやすい広い住宅を経済的負担が少なく確保できるような環境づくりが求められている。
- ・ 本県でも「子育て応援住宅認定事業」など、少子化対策を住宅分野から取り組んでいるところではあるが、国においても子育て世帯、特に子供が3人以上の多子世帯向け住宅の供給を促進するため、業界団体に働き掛けるとともに税制優遇や制度確立などの充実が必要である。

◆提案・要望の具体的内容

- ・ これまで子供2人を標準世帯としてきた住宅設計を見直し、子供3人以上の多子世帯にも対応できる住宅を国として推奨し、公営住宅はもとより民間マンションへの普及について業界団体にも強く要請を行うこと。
- ・ 子育て・多子世帯がニーズに合った新築住宅や中古住宅を取得しやすいよう住宅取得・リフォームに関する各種税制・金利優遇（子育て・多子世帯枠新設）を実施すること。
- ・ 利用可能な中古住宅の流通促進などにもつながるよう、子育て・多子世帯に賃貸する大家に対して税制優遇を実施すること。
- ・ 安心して中古住宅の取得やリフォームができるよう、必要な検査制度（インスペクション）などの制度化を早期に行うこと。
特に子育て・多子世帯向けの中古住宅流通が進むよう検査・瑕疵担保保険費用などに対して、バウチャー制度（利用券などで助成）を活用できる支援の仕組みを構築すること。

6

少子化対策の推進

内閣府・総務省・文部科学省・厚生労働省

少子化の改善には、国による対策と地方自治体による地域の実情にあった対策の双方が必要である。特に、少子化対策の柱である「子ども・子育て支援新制度」により安心して子供を育てられる環境を構築することが求められる。

新制度による子ども・子育て支援の「質の改善」が十分行われるように恒久的な財源を確保すること。特に、保育士配置基準の改善や障害児の受入体制充実等に対応し、適切な公定価格を設定するとともに2人以上の子供のいる世帯の利用者負担軽減を拡充すること。

また、少子化に対する効果的な対応は地域ごとに異なり、その効果が現れるまでに長い時間を要するものであるため、地域の実情にあった少子化対策が継続的に実施できるような財政支援を行うこと。

◆現状・課題

- ・ 平成27年4月に施行された「子ども・子育て支援新制度」は、消費税率の10%への引上げによる増収分により質の改善を行う予定であったが、税率引上げが先送りされた。このため、平成27年度は消費税以外の財源の活用により、質の改善の一部を実施する財源を確保したが、平成28年度以降の財源確保の目途が立っていない。
- ・ 保育所の公定価格においては1歳児6人に対し保育士1人を配置することとされている。しかし、本県では低年齢児保育の充実のため、私立保育所を対象に児童4人に対し保育士1人を配置できるよう補助を実施している。

- ・ 乳児は年度中途に入所することが多いが、保育士を年度中途に雇用することが難しいため、本県では保育所が年度当初から、年度後半の乳児の人数に対応した保育士を雇用できるよう補助を実施している。
- ・ 児童一人一人の障害種別や程度に応じたきめの細かい保育を行うため、本県では障害児3人に対し1人の障害児担当保育士を配置できるよう補助を行っている。
- ・ 公定価格が、地域の人件費の状況や認定こども園の経営実態を十分に反映した内容となっていない。また、公定価格に地域の人件費等を反映させる「地域区分」を定める合理的根拠が明らかになっていない。
- ・ 本県では多子世帯の経済的負担を軽減するため、現行制度の同時入所要件を撤廃し、第3子以降の保育料を免除する補助を実施している。
- ・ 平成25年度補正予算及び平成26年度補正予算に盛り込まれた「地域少子化対策強化交付金」は、単年度であり全国的に先駆的な事業のみを対象としていることから、地域の実情にあった少子化対策の継続的な実施につながる財政支援の仕組みとなっていない。

◆提案・要望の具体的内容

- ・ 子ども・子育て支援新制度における質の改善が十分に実施されるよう恒久的な財源を確保すること。
- ・ また、次の事項(①～④)を満たす適切な公定価格を設定するとともに、その算出根拠を明らかにすること。
 - ①保育士等の職員配置基準の改善
 - ②児童の障害の程度に応じた加算の創設
 - ③地域の状況を反映した地域区分の設定
 - ④認定こども園の経営実態にあった公定価格
- ・ 保育所等の利用者負担の制度においては、同一世帯から2人以上の就学前児童が保育所、幼稚園、認定こども園等に入所している場合に軽減されることとなっており、2人以上の子供のいる世帯の経済的負担の軽減を図るため、同時入所要件の廃止と対象施設の拡大を図ること。
- ・ 「地域少子化対策交付金」は補正予算による単年度に限った交付金ではなく、当初予算により実施するなど、複数年度にわたり事業を実施できる財政支援の仕組みにするるとともに、先駆的な事業に限らず地域の実情にあわせた少子化対策を交付金の対象事業とすることにより、地方の少子化対策の継続的な実施を支援すること。

保育士が安定的・継続的に働くことのできる処遇を実現するため、更なる保育所等の職員給与の改善につながる公定価格を設定すること。

また、公定価格の人件費部分を明確にするとともに、保育士の労働実態について、広域的に調査し、保育士の給与に直接反映するための基準を導入すること。

さらに、保育士・保育所支援センター運営事業などの保育士確保施策については、引き続き強力で推進し、国において十分な財源措置を図ること。

◆現状・課題

- ・ 埼玉県では、待機児童対策として、平成27年度に過去最大の6,000人の保育サービス受入枠の拡大を予定しており、保育士の確保が喫緊の課題となっている。
- ・ 埼玉県の保育士の有効求人倍率は、平成26年12月に3.05倍で、昨年度のピーク時（平成26年1月の1.85倍）よりさらに厳しい状況であり、今後も保育士の不足が深刻化することが見込まれる。
- ・ 平成27年1月に国では「保育士確保プラン」が策定され、保育士確保施策の一層の充実を図ることとしている。
- ・ 平成28年度以降も、引き続き強力で推進し、財源については、地方に負担転嫁することなく、国において十分な財政措置を図ることが必要である。

○平成27年度保育士人材確保等事業

- ・ 保育士・保育所支援センター開設等事業（国1/2 県1/2）
- ・ 保育施設等保育士資格取得支援事業（国3/4 県1/4）
- ・ 保育士研修等事業（国1/2 県1/2）
- ・ 潜在保育士活用事業（国1/2 県1/2）
- ・ 保育士の新規人材の確保と離職の防止を図るためには、保育士の処遇改善を行うことが必要であり、子ども・子育て支援新制度における公定価格を適切な水準に設定する必要がある。
- ・ 国で実施している賃金構造基本統計調査は、サンプル数が少なく、年によって大きな変動が見受けられる。賃金だけでなく、首都圏における保育士の労働実態（勤務時間、年代別給与、離職率等）も広域的に調査し把握する必要がある。そうした調査をもとに、人件費について他の用途に使用されないよう、運営費等の経理に係る基準を見直す必要がある。
- ・ 平成26年度賃金構造基本統計調査によると、埼玉県の保育士の平均給与は209,900円で、幼稚園教諭の平均給与より22,000円程度低くなっている。

○平成26年度賃金構造基本統計調査

	埼玉県			全国		
	平均年齢	勤続年数	給与月額	平均年齢	勤続年数	給与月額
保育士	31.9年	6.1年	209,900円	34.8年	7.6年	209,800円
幼稚園教諭	31.6年	8.2年	232,400円	32.4年	7.8年	228,700円

◆提案・要望の具体的内容

- ・ 国の制度設計では当初5%の給与改善を予定していたが、平成27年度においては、3%の給与改善となった。しかし、他職との給与格差を解消し、保育士が安定的・継続的に働くことのできる処遇を実現するため、5%を超える更なる保育所等の職員給与の改善につながる公定価格を設定すること。
- ・ 公定価格の人件費部分を明確にするとともに、保育士の労働実態について、広域的に調査し、保育士の給与に直接反映するための基準を導入すること。
- ・ 保育士・保育所支援センター運営事業などの保育士確保施策については、引き続き強力で推進し、国において十分な財源措置を図ること。

新たな不妊治療費助成制度の創設及び特定不妊治療費助成制度の拡充により、不妊に悩む方への更なる支援を行うこと。

◆現状・課題

- ・ 不妊に悩む夫婦の割合や不妊治療により出生した子供の割合は近年増加しており、不妊は社会全体で身近な問題となっている。
- ・ しかし、不妊治療は高額で保険適用外のものもあり、県民からは不妊治療に係る新たな支援や現行の助成制度の拡充を求める声がある。
- ・ 現在、保険適用外の不妊治療のうち特定不妊治療（体外受精及び顕微授精）については、国による「不妊に悩む方への特定治療支援事業」により、治療1回につき上限15万円（一部7万5千円）の助成がされているが、治療費に比べ少額であり十分な助成となっていない。
- ・ また、男性不妊治療についても、高額で保険適用外のものがあり、国による助成制度もない。
- ・ 国は「子ども・子育てビジョン」の中で、「不妊治療に係る経済的負担の軽減等により、男女を問わず、不妊治療への支援に取り組む」としている。
- ・ 不妊治療に係る支援を拡充することは、経済的負担の軽減になり、出生率の向上につながるものである。

○不妊に悩む夫婦の割合の推移

調査年	不妊に悩む夫婦の割合
平成14年	26.1%
平成17年	25.8%
平成22年	31.1%

出典：出生動向基本調査（夫婦調査）

○不妊治療費助成実績（体外受精・顕微授精）（直近5か年）

年度	助成件数（件）
平成21年度	3,999
平成22年度	4,240
平成23年度	4,887
平成24年度	5,972
平成25年度	6,819

◆提案・要望の具体的内容

- ・ 男性不妊治療の一つである精子採取術（TESE・MESA）について、助成制度を創設すること。
- ・ 多くの方が受療している人工授精について、助成制度を創設すること。
- ・ 特定不妊治療費に係る助成制度を拡充するとともに、医療保険の適用について検討を進めること。

規制改革

要望先：内閣官房・内閣府・警察庁・総務省・消防庁
財務省・文部科学省・厚生労働省・農林水産省
経済産業省・資源エネルギー庁
中小企業庁・国土交通省・環境省

県担当課：改革推進課・環境政策課
温暖化対策課・産業労働政策課
商業・サービス産業支援課・産業支援課
就業支援課・下水道管理課

規制改革は、地域経済を活性化し日本経済を持続的成長路線にのせるカギである。地域の実情や課題に精通した地方から積極的な提言等を行い、企業活動等の支障になっている規制を打ち破り、企業等の創意工夫を引き出し経済活動を押し進めていく。

9 国家戦略特区（先端産業創造特区）の指定による規制緩和（再掲）

内閣府

10 地域からの経済成長を産み出すための構造改革特区制度の推進

内閣官房・内閣府・総務省・財務省
文部科学省・厚生労働省・農林水産省
経済産業省・国土交通省・環境省

地域からの提案に基づいて大胆な規制緩和を行い、地域の活性化や経済成長を産み出していくため、構造改革特区制度を強力に推進すること。

制度運営に当たっては、地域の提案する規制改革を最大限に尊重し、規制の特例措置を大幅に拡充させること。

構造改革特区における規制緩和提案への対応に当たっては、関係する府省や自治体、有識者等が公開の場で議論を行うなど地方の意見を十分に反映できる仕組みをつくること。

◆現状・課題

- ・ 構造改革特区制度は、民間企業の経済活動や地方公共団体の事業を妨げている実情にそぐわない国の規制を、地域を限定して緩和等することにより地域を活性化させることを目的として平成14年に創設された。
- ・ 地方公共団体等は内閣府を通じて関係省庁に規制改革の提案を行い、国は特区で実施する規制改革の項目（特区メニュー）を決定する。
- ・ 規制改革の項目決定後、地方公共団体は国に特区申請を行う。
- ・ 特区で実施する規制改革の項目となるためには、関係省庁の了承が不可欠であること等から、採用率が極めて低い状況となっている。

○提案の採用状況等

全 国			埼 玉 県		
提案数 (a)	うち特区等 で対応 (b)	採用率 (b/a)	提案数 (a)	うち特区等 で対応 (b)	採用率 (b/a)
5,434	780	14.4%	39	13	33.3%

◆提案・要望の具体的内容

- ・ 地方公共団体等が行う規制改革の提案を政治主導で積極的に実現すること。

11 水素エネルギーに関する規制緩和で普及を加速

内閣府・総務省・消防庁・経済産業省
資源エネルギー庁・国土交通省・環境省

本格的な利用が開始された水素エネルギーの普及拡大を図るため、十分な安全性を確保しつつ、規制緩和を早急に進めること。

また、技術開発やインフラ整備に対する財政支援を更に拡充するとともに、水素社会の実現に向けた自治体の取組を強力に支援すること。

◆現状・課題

- ・ 究極のクリーンエネルギーである水素を本格的に利活用する「水素社会」の実現に向けて、水素ステーションの整備と燃料電池自動車の普及を加速しなければならない。
- ・ しかし、商用水素ステーションも高圧ガス保安法や建築基準法、消防法の規制が依然として厳しく、これが市街地での整備のコストを大きく引き上げている。
また、ステーションの管理・運営に必要な資格取得者の確保が困難であり、人材の育成とともに資格要件の緩和を進める必要がある。
- ・ 一方、燃料電池自動車はいまだ価格が高い上、車種も限定的である。加えてメーカーの生産能力にも限界があり、燃料電池自動車が広く普及する状況にはない。
また、燃料電池自動車の外部給電機能は災害時等における移動式の電源として期待されるが、外部給電に係る電気事業法等の規制によりその機能を十分発揮できていない。
- ・ 水素社会を実現するためには、水素エネルギーをパイプライン等で結び、社会の様々な分野で活用する「水素エネルギーネットワーク」を構築していかなければならない。

◆提案・要望の具体的内容

- ・ 商用水素スタンドに係る高圧ガス保安法等の規制については、十分な安全性の確保を前提に、欧米を目安とするレベルまで早急に緩和すること。
- ・ 水素供給設備に対する補助や固定資産税の特例を継続・拡充するとともに、水素ステーションの運営管理に必要な資格要件の緩和や人材育成への支援を充実すること。
- ・ 燃料電池自動車の購入に対する財政支援を継続すること。その際、消費者が購入計画を立てやすいよう複数年度にわたって補助内容を明らかにすること。
また、燃料電池フォークリフトや燃料電池バスの購入に対する財政支援を行うこと。
- ・ 燃料電池自動車の外部給電に係る電気事業法等の規制を緩和するとともに、防災基本計画等での位置付けを明確にすること。あわせて、都市防災インフラの1つとして導入を進める地方公共団体に対して財政支援を行うこと。
- ・ 水素を都市社会で広く活用するため、水素パイプライン等の供給インフラの整備に係る技術実証等を支援すること。
また、製造・貯蔵・輸送等に係る技術や固体酸化物型などの発電効率の高い次世代型燃料電池に係る技術の開発に対する財政支援を行うこと。
- ・ 下水汚泥等を活用した水素製造を普及・拡大していくため、技術開発・事業化のための実証試験や施設建設などに対する財政支援を行うこと。

12 次世代自動車等の普及に向けた規制改革等の推進

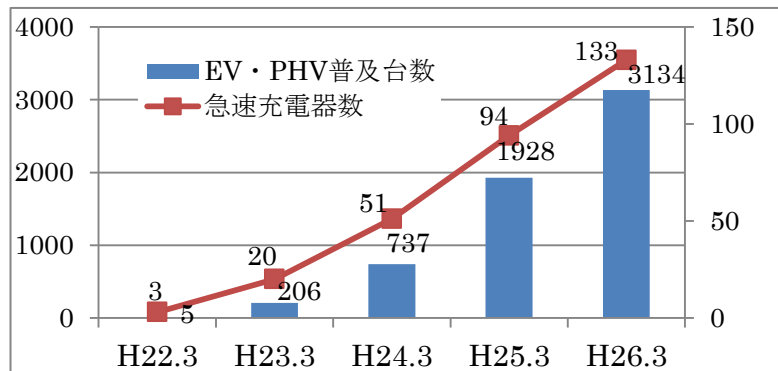
経済産業省・資源エネルギー庁
国土交通省・環境省・警察庁

電気自動車等の普及を加速するため、車両購入者への支援策の拡充や充電インフラ等の整備を推進するとともに、燃料電池自動車などの新たな車両の普及を円滑に進めるなど、規制緩和や制度見直しを始めとした総合的な対策を一層進めること。

◆現状・課題

- ・ 本県の二酸化炭素排出量の約4分の1が自動車からの排出であることから、二酸化炭素の排出が少ない次世代自動車の普及が必要である。
- ・ 国は平成24年度補正予算で電気自動車等の充電インフラ整備として、1,000億円超の補助事業を実施し、平成26年度補正予算案においても300億円の補助事業を実施している。
- ・ また、電気自動車等の購入補助については、平成27年度予算及び平成26年度補正予算を合わせて300億円規模を維持し、自動車メーカーに対し価格低減のインセンティブを与える制度を継続している。
- ・ 自動車関係税制については、エコカー減税の抜本の見直しや、環境性能に応じた車体課税についての見直しが進められている。
- ・ 究極のエコカーと期待される燃料電池自動車が、平成26年12月14日に初めて市場投入された。
- ・ また、平成25年度から、燃料となる水素の商用スタンド整備が進められているが、高圧ガス保安法をはじめとする法規制がインフラ整備コストに大きな影響を及ぼしており、整備の遅れが懸念されている。

〔県内の電気自動車（EV）・プラグインハイブリッド自動車（PHV）及び急速充電器の普及状況〕



◆提案・要望の具体的内容

○電気自動車等の普及推進

- ・ 同一敷地内における複数の電気需給契約に関する電気事業法特別措置の適用範囲を急速充電器のみではなく普通充電器へも拡大すること。
- ・ 電気自動車及びプラグインハイブリッド自動車の購入及び充電インフラ整備のための補助制度を継続・拡大すること。

○燃料電池自動車の普及推進

- ・ 十分な安全性の確認を前提に、商用水素スタンドに係る高圧ガス保安法などの法令について、欧米並みの規制レベルへの緩和を早急を実現すること。
- ・ 商用水素スタンドの整備に対する財政支援を維持・拡大すること。
- ・ 燃料電池自動車の購入に対する財政的支援を継続すること。

本県では、「埼玉県行財政戦略プログラム」（計画期間：平成 26 年度～平成 28 年度）に基づく推進体制として、部局横断的な行財政改革推進委員会を設置し、経済団体等から規制緩和に係る意見等を聴取している。

以下に示した規制改革項目は、上記委員会において検討された項目である。企業等の力を最大限に引き出し地域経済を活性化させるために、以下の規制緩和項目を始めとして、国による規制緩和等を積極的に推進すること。

- ・ 都市計画法第 18 条第 3 項の緩和
- ・ 地域商店街活性化法に基づく支援対象の拡大
- ・ 農地を所有していない市民農園開設者（NPO、企業等）が市町村等を介さずに農地を借りられるようにする農地貸付の見直し
- ・ 法令違反のLPガス販売事業者に対する指導の強化
- ・ LPガス保安機関の事業所増設時の事後届出の廃止

◆現状・課題

- ・ 企業等の力を最大限に引き出して地域経済を活性化させるためには、様々な規制の緩和を促進していく必要がある。
- ・ そのため、国では、国家戦略特区や構造改革特区等、地域からの規制緩和等の提案を受け付けるための制度を設けている。
- ・ ただし、地方公共団体からの規制緩和等の提案が採用される割合は、極めて低い状況である。
- ・ そこで、平成 26 年度に本県の行財政改革推進委員会において、経済団体等から聴取した意見等を踏まえ、以下の項目を中心に規制緩和等の提案項目を取りまとめた。

○主な規制緩和等提案項目

(1) 都市計画法第 18 条第 3 項の緩和

- ・ 国土交通大臣への協議及び同意は区域区分の変更面積が大規模な場合に限定し、小規模な場合は対象外とする。

(2) 地域商店街活性化法に基づく支援対象の拡大

- ・ 地域活性化を加速させるために、法人格を有しない任意団体の申請を容認する。

(3) 農地を所有していない市民農園開設者（NPO、企業等）が市町村等を介さずに農地を借りられるようにする農地貸付の見直し

- ・ 農地を持たない者（NPO、企業等）が「特定農地貸付に関する農地法等の特例に関する法律」に基づいて市民農園を開設する場合、農地所有者から直接農地を借りることができるようにする。

(4) 法令違反のLPガス販売事業者に対する指導の強化

- ・ 独占禁止法、不正競争防止法又は特定商取引法違反の行為者（個人又は法人）に実刑が確定した場合、液化石油ガスの保全の確保及び取引の適正化に関する法律による登録販売事業者に行政処分を課すよう法改正する。

(5) LPガス保安機関の事業所増設時の事後届出の廃止

- ・ 保安機関が保安業務規定変更認可を受けている場合、事業所増設等の事後届出を不要とする。

◆提案・要望の具体的内容

- ・ 企業等の力を最大限に引き出して地域経済を活性化させるために、規制緩和等を積極的に推進すること。

中小企業の受注機会の増大を図るため、組合が取得する官公需適格組合の証明について、「物品納入等」と「工事」の両方の証明区分を取得できるよう制度の見直しを行うこと。

◆現状・課題

- ・ 官公需適格組合制度は、官公需の受注に対し意欲的であり、かつ受注した契約は、十分に責任を持って履行できる経営基盤が整備されている組合であることを各経済産業局及び沖縄総合事務局が証明する制度である。
- ・ 証明区分は「物品納入等」と「工事」に区分されており、当該組合が行っている事業や受注しようとする事業内容に応じて証明を受けるが、取得できる証明はいずれか1つのみとなる。
- ・ 多くの自治体が行う入札に参加するためには「物品等」、「工事等」の区分ごとに入札参加資格登録を行う必要がある。
- ・ 組合の中には、電気工事工業組合など、工事と保守管理の両方に対応可能な組合もあり、両方の区分に登録が可能である。
- ・ 官公需適格組合の証明を受けている組合には、入札参加資格登録の格付け審査時に特例が設けられているが、「物品納入等」と「工事」の両方の証明が受けられないため、証明を受けていない区分の入札参加資格登録においてその特例を十分に受けられていない状況にある。
- ・ よって、組合が取得する官公需適格組合の証明について、「物品納入等」と「工事」の両方の証明区分を取得できるよう制度の見直しを行い、中小企業の受注機会の増大に努めていくことが必要である。

◆提案・要望の具体的内容

- ・ 組合が取得する官公需適格組合の証明について、「物品納入等」と「工事」の両方の証明区分を取得できるよう制度の見直しを行うこと。

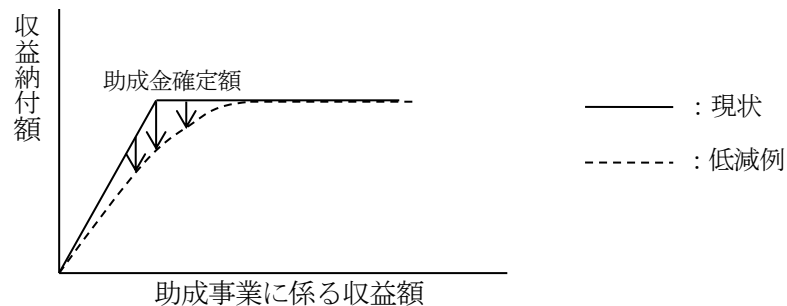
企業の研究開発等に対する助成事業の収益納付制度について、努力した企業ほど収益納付額が低減される仕組みをつくること。

◆現状・課題

- ・ 企業の研究開発等に対する助成事業において、交付規程により収益納付条件が付されている場合、当該助成事業の成果に基づき収益が生じたときは、交付された助成金の額を上限としてその収益の一部を納付することとなっている。
- ・ 一般に収益納付額は、助成事業に係る当該年度収益額に助成金寄与度（助成金確定額／助成事業に係る支出額）を乗じて算定され、企業努力が反映される仕組みとなっていない。
- ・ そのため、実用化に向けた研究開発や実用化したものの販路開拓に対する意欲が削がれる懸念がある。

◆提案・要望の具体的内容

- ・ 企業が研究開発や実用化に対し、より意欲的に取り組めるよう、努力した企業ほど収益納付額が低減される仕組みをつくること。
(イメージ)



16

助成金の標準的な処理期間の明確化 【新規】

厚生労働省

雇用調整助成金や労働移動助成金などの助成金について、審査に係る標準的な処理期間を明示するほか、支給までの期間を短縮することにより、助成金制度の利便性を向上させ、中小企業の利用を促進すること。

◆現状・課題

- ・ 雇用調整助成金や労働移動助成金などの助成金の審査に係る標準的な処理期間については、ホームページや手引き、パンフレット等には記載がなく、申請者は受給時期について見通しが立たない。
- ・ 景気変動の影響を受けやすい中小企業の雇用を維持するための雇用調整助成金や、早期再就職を促進し失業なき労働移動を実現するための労働移動助成金などの雇用関係助成金を今後も利用することが見込まれる。
(平成 27 年度予算案：雇用調整助成金 193 億円、労働移動支援助成金 349 億円)
- ・ 助成金の申請者は経営状況が不安定なことも多く、労働者の雇用に課題を抱えていることから、助成金の支給に要する期間の短縮は経営の安定化を早期に実現することにつながる。また、標準的な処理期間を明示することで助成金を計画的に利用でき、制度の利便性を高めることができる。

◆提案・要望の具体的内容

- ・ 雇用関係助成金について、標準的な処理期間を適正に定め周知することなどにより、中小企業の助成金の活用を図ること。